

15. 図書館と法

筑波大学 図書館情報メディア系
准教授 石井 夏生利

講義概要

本講義では、著作権法及び個人情報保護法を中心に、図書館をめぐる様々な法的問題を講義する。図書館は、文化と学術の拠点となる社会的機関であり、教育・研究活動を支える重要な存在である。また、貴重資料の蓄積保存を行うという役割も担っている。こうした図書館における情報の取扱いは、知る権利、学問の自由、教育を受ける権利(学習権)、参政権といった憲法上の諸権利や、著作権、プライバシー権や個人情報保護法など、実に多岐にわたる権利や法制度と関連することから、図書館業務に従事する際には、いかなる法的問題が存在するかを認識し、その解決策を考えることが肝要である。あわせて、図書館サービスを提供することに伴う各種トラブルへの対処法も理解しておく必要がある。

このように、図書館をめぐる法的問題は多岐にわたり、年度によりウエイトを置く項目には違いが存在するものの、「図書館と法」では、実務的に問題となることの多い著作物及び個人情報の取り扱いを中心に、次のような項目から、受講生の関心事項に沿った内容を取り上げることとする。

講義の構成

1 著作権法の基礎知識

- (1) 知的財産権の分類
- (2) 著作権法の目的
- (3) 著作権法の分類
- (4) 著作物
- (5) 著作権
- (6) 著作者人格権
- (7) 自由利用
- (8) 保護期間
- (9) 違反の効果(民事・刑事)
- (10) 平成 21 年改正法、平成 24 年改正法

著作権法の概要を講義する。ここでは、「図書館等における複製」(第 31 条)の要件及び同条に関して争いになった「多摩市立図書館事件」(東京地判平成 7 年 4 月 28 日、東京高判平成 7 年 11 月 8 日、最判平成 9 年 1 月 23 日)、著作権法とは異なるが、図書館の無断廃棄が問題となった「船

橋市西図書館事件」(東京地判平成 15 年 9 月 9 日、東京高判平成 16 年 3 月 3 日、最判平成 17 年 7 月 14 日)等、図書館における図書の取扱いをめぐる事例を広く取り上げるとともに、平成 21 年改正法、平成 24 年改正法に関する図書館関連規定に触れる。

2 著作権に関する個別問題

図書館サービスで最も問題となるのは、著作権法に基づく対応である。これについては、例えば、次のような個別問題が存在する(著作権情報センター「図書館と著作権」(<http://www.cric.or.jp/qa/cs03/index.html>)、黒澤節男『Q&A 図書館の著作権基礎知識』(太田出版、第 3 版、2011 年)。

Q1 どのような図書館でも権利者に無断で複写サービスができるのでしょうか？

Q2 コイン式複写機を用いて複写サービスを行うことに問題がありますか？

Q3 著作権法第 30 条の「私的使用のための複製」の規定により、図書館内においてもコイン式複写機で全文の複写ができると聞きましたが、そうなののでしょうか？

Q4 複写サービスができる「著作物の一部分」とはどの範囲でしょうか？

Q5 定期刊行物に関する「発行後相当期間」とはどの程度と考えたら良いのでしょうか？

Q6 自館にない資料について利用者から複写請求があったので資料を所蔵している他の図書館に文献の複写依頼をして対応したいのですが、よろしいのでしょうか？

Q7 ビデオソフトを図書館の外に貸出してもかまいませんか。音楽 CD の貸出とは違うのでしょうか？

Q8 最近、図書館の雑誌の付録に CD-ROM や DVD が付いている場合がありますが、館外貸出してもかまいませんか？

Q9 市立の図書館で子どもたちに対してお話し会(朗読サービス)を、視覚障害者など障害を持っている市民に録音物の提供などのサービスをしようと考えています。著作権で注意すべきことはありますか？

Q10 デジタルカメラや携帯電話を使って資料を撮影する利用者がいますが、図書館としてはどう対応したらいいのでしょうか？

Q11 当館では、「図書館だより」に絵本や本の表紙を写真に撮り、毎月新着図書の紹介として載せ、また、その図書館だよりをそのままホームページにも載せておりますがよろしいのでしょうか？

Q12 大学図書館では、「機関リポジトリ」を開設して当該大学の研究者の研究成果物を図書館のホームページに登録し、世界に情報発信することが数年前より行われていますが、著作権的に留意すべきことは何ですか？

Q13 国立国会図書館の「納本制度」とは何ですか。また、所蔵資料の電子複製化について著作権法の改正があったと聞きましたが、どのような内容ですか？

これらのほかにも、絵本を大型紙芝居化や立体化、図書館におけるインターネット情報の利用、利用者複製に対する図書館の責任、図書館におけるビデオ上映等の問題もある。ここでは、具体的事例を解説しながら、個別問題への対応を検討する。

3 個人情報保護法の基礎知識

- (1) プライバシー権と個人情報保護法
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- (4) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

個人情報保護については、関連する5つの法律が、2003年5月23日にまとめて制定され、10年を経過した。そのうちの主な法律は、民間事業者に適用される「個人情報の保護に関する法律」、行政機関に適用される「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人等に適用される「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」である。また、地方公共団体の設置する組織には、それぞれの個人情報保護条例が適用される。ここでは、3つの法律の概要を説明する(自治体の条例は個別に制定されているため、本講義では割愛する)。説明の際には、目的、主な定義、個人情報等の取扱いに関する主な義務、開示、訂正、利用停止等の各制度、例外、罰則を取り上げる予定である。

また、プライバシー権は、個人情報保護法制を語る上で欠かせない概念である。歴史的には、プライバシー権が発展して個人情報保護法制への実現に至っているが、両者は同一の概念ではない。そこで、個人情報保護法制の解説に入る前提として、前記(1)においてプライバシー権との概念整理を行う。

4 図書館サービスと個人情報保護法

前述のとおり、個人情報保護法制については、設置母体ごとに適用法令を異にする点に1つの特徴がある。図書館についても、そもそも個人情報保護法の適用されない図書館があるほか、適用される場合であっても、当該設置母体に適用される法令が何であるかを確認した上で法令遵守に取り組むことが求められる。

また、図書館が扱う情報には、利用者情報、利用情報(記録)、個人情報関係資料、図書館職員等の個人情報、書誌情報があり、それぞれに法令に則った取扱いが求められるものの、個人情報関係資料は、法令の適用対象外となる場合がある。この点を踏まえつつ、各種情報を取得、利用、提供、管理する過程で取るべき法的対策を整理し、解説する。あわせて、過去に図書館資料の公開制限が問題となった事例、指定管理者制度と個人情報保護の問題等にも触れる。

5 受講生の質問への解説

過去の受講生からは、図書館内の個人情報の取扱いに関して明文化すべき項目、アルバイト等を雇用する場合の安全管理措置、組織内での情報共有、督促情報の掲示寄贈者名の取扱い、図書館システムのクラウド化、貸出履歴の分析・レコメンド等、多くの質問があった。当該年度の受講生の関心事項にあわせて、こうした個別質問等への解説を可能な範囲で行う。

参考文献

- 山本順一『電子時代の著作権』(勉誠出版、1999年)
- 青弓社編集部編『情報は誰のものか?』(青弓社、2004年)
- 新保史生「図書館と個人情報保護法」情報管理 47 卷 12 号 818-827 頁(2004年)
- 名和小太郎・山本順一『図書館と著作権』(日本図書館協会、2005年)
- 文化庁編著『著作権法入門』(文化庁、2009年)
- 鎌水三千男『図書館と法 図書館の諸問題への法的アプローチ』(日本図書館協会、2009年)
- 塩見昇『新図書館法と現代の図書館』(日本図書館協会、2009年)
- 新保史生『情報管理と法 情報の利用と保護のバランス』(勉誠出版、2010年)
- 黒澤節男『Q&A 図書館の著作権基礎知識』(太田出版、第3版、2011年)
- 社団法人著作権情報センターのホームページ(<http://www.cric.or.jp/>)

図書館と法②

筑波大学 図書館情報メディア系
准教授 石井夏生利

日本の図書館と図書館法

国立国会図書館①

- ・「国立」「国会」図書館
- ・1948年設立

国立図書館としての機能
納本制度
目録作成・出版
出版物を利用させる。
国内外の図書館等の支援・援助

国会図書館としての機能
議会への情報提供活動

その他
支部図書館制度

国立国会図書館②



国立国会図書館HP(<http://www.ndl.go.jp/>)より

東京館



関西館



国立国会図書館関西館バーチャルツアーのページ
(http://www.ndl.go.jp/service/kansai/guide/v_tour/tour_01.html)より

公共図書館

- ・図書館法第2条第1項
「この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保有して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。」
- ・3234館(2012年日本の図書館統計より)
- ・社会教育機関としての役割(図書館法第1条)

大学図書館

- ・大学設置基準第36条
- ・1679館(2012年日本の図書館統計より)

大学図書館のサービス(第38条)	
教育研究上必要な資料の系統的な整備	
資料の収集・整理・提供	} 努力義務
情報システムの整備と学術情報の提供	
他大学の図書館等との協力	
専門的職員の配属	
閲覧室、レファレンスルーム、整備室、書庫等の設置	
学生の学習・教員の教育研究のための十分な座席の設置	

学校図書館

- 学校図書館法
- 学校教育目的(第1条)
- 小学校、中学校、高等学校に設置(第2条、第3条)
- 学校教育に必要な資料を収集、整理、保存し、児童、生徒、教員への利用に供する。

7

専門図書館

- 特定分野の情報を収集管理して、組織内の専門家や会員の利用に供する図書館。
- (独)宇宙航空研究開発機構本社図書館、(独)国民生活センター情報資料館、(独)科学技術振興機構文献情報部、企業内図書室、病院内図書室(医療法第22条、第22条の2)、大学の研究所が設置する図書室等

8

図書館の資料と図書館サービス①

図書館法第3条の図書館奉仕(努力義務)

図書館資料の収集・一般公衆への提供
図書館資料の分類排列、目録整備
レファレンスサービス
他の図書館との緊密な連絡、協力、相互貸借
分館、閲覧所等の設置、自動車文庫、貸出文庫の巡回
読書会、研究会、鑑賞会の主催等
時事情報及び参考資料の紹介・提供
社会教育における教育活動機会の提供等
学校、博物館、公民館、研究所等との緊密な連絡・協力

9

図書館の資料と図書館サービス②

- 使用貸借(民法第593条)
- 「公の施設の利用」(地方自治法第244条第2項)
- 図書館サービスの外部委託化: 指定管理者制度

指定管理者制度のチェックポイント

図書館設置の目的を効果的に達成できるか。	教育機関としての機能を維持できるか。
連携・協力が十分に行えるか。	事業の継続性が確保できるか。
中立性・公平性が確保できるか。	無料の原則は維持できるか。

JLA 図書館政策企画委員会「指定管理者制度を検討する視点 - よりよい図書館経営のために」(試行版)の活用について (<http://www.jla.or.jp/Portals/0/images/committee/torikumi/sitecheck.pdf>)

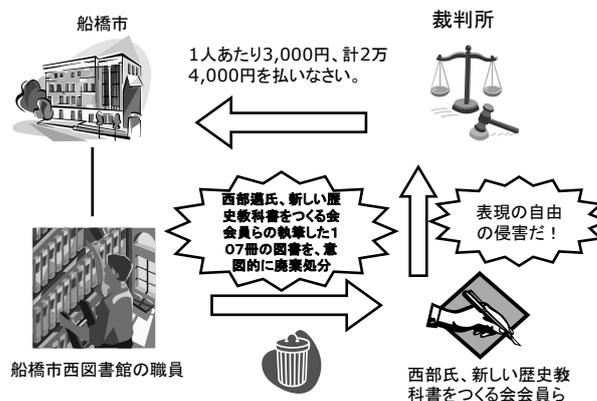
10

憲法上の諸権利と図書館

- 知る権利(憲法第21条): 受け手の自由
- 学問の自由(憲法第23条)
- 教育を受ける権利・学習権(憲法第26条)
- 参政権(憲法第15条)

11

船橋市西図書館事件①



船橋市西図書館事件②

東京地方裁判所(平成15年9月9日) :請求棄却判決	・図書の選択は市の自由裁量だ。 ・原告らが図書館に対して、自らの図書を設置・保存するよう要求する法的権利はない。 ・図書館職員の行いは、船橋市の財産を勝手に処分したことにより、船橋市との関係で責任を負うに過ぎない。
東京高等裁判所(平成16年3月3日) :控訴棄却判決	・地裁と同じ ・控訴人ら(原告ら)の気持ちは分かるけど…法的根拠が乏しい。
最高裁判所(平成17年7月14日) :破棄・差戻判決	・図書の廃棄について、基本的な職務上の義務に反し、著作者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不公正な取扱いをしたときは、当該図書の著作者の上記人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるというべき



差戻控訴審(平成17年11月24日): 1人3000円の損害賠償命令

元図書館司書が3000冊転売＝生活に困り古本屋に、刑事告発—新潟市教委

新潟市教育委員会は30日、市立小須戸中学校(同市秋葉区)に勤務していた元図書館司書の40代女性が、新刊など約3000冊(550万円相当)の本を古本屋に転売し、生活費に充てていたと発表した。市教委は同日、新潟県警秋葉署に窃盗容疑で刑事告発した。

市教委によると、この元司書は2008年4月から今年3月まで勤務。この間に購入された本約5000冊のうち、約3000冊を転売した。市教委の内規では本の発注は図書館の担当教諭と司書で行うが、同校では元司書一人でしていた。

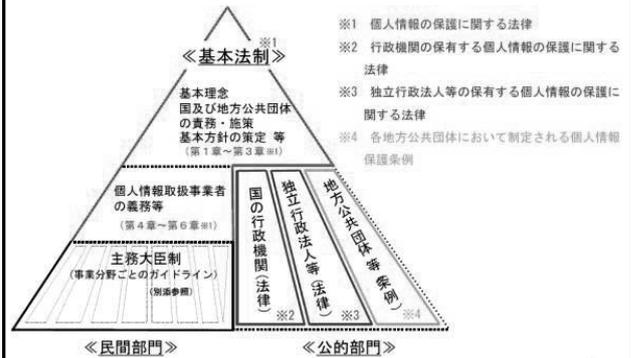
今年4月から勤務した別の司書が本がないことに気付き、発覚した。元司書は転売を認め、「生活に困り食費など日々の生活費に使っていた」と話しているという。

Yahoo!ニュース(時事通信)5月30日(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20130530-00000189-jij-soci>) 14

個人情報保護法と図書館

15

個人情報保護に関する法体系イメージ



消費者庁個人情報保護に関する法体系イメージ(<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/houtaikai.pdf>) 10

図書館の自由に関する宣言

第3 図書館は利用者の秘密を守る

- 1 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
- 2 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
- 3 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

日本図書館協会 1954年採択 1979年改訂 17

図書館員の倫理綱領

第3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない。

図書館員は、国民の読書の自由を保障するために、資料や施設の提供を通じて知りえた利用者の個人名や資料名等をさまざまな圧力や干渉に屈して明かしたり、または不注意に漏らすなど、利用者のプライバシーを侵す行為をしてはならない。このことは、図書館活動に従事するすべての人びとに課せられた責務である。

18

図書館と個人情報保護法①

国の機関	国立国会図書館	適用なし(三権分立)
	行政機関内 支部図書館	
	裁判所内図書館	
公共図書館	行政機関 本庁図書館	行政機関個人情報保護法
	公立図書館	自治体の条例
	私立図書館	個人情報保護法
	国立大学附属図書館	独立行政法人等個人情報保護法
大学図書館	私立大学図書館	個人情報保護法

図書館と個人情報保護法②

学校図書館	国立高专機構	独立行政法人等個人情報保護法
	公立学校	自治体の条例
	私立学校	個人情報保護法
	専門図書館	主に個人情報保護法
	地方議会図書室	自治体の条例

図書館の自由に関する宣言

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料

21

元厚生省事務次官連続襲撃事件

- 2008年の事件
- 元厚生省事務次官の自宅が連続して襲撃される事件が発生。
- 被疑者は、最初の事件から5日後にレンタカーで警視庁前に乗り付けて自首。
- 元事務次官の住所について、国会図書館などの図書館で古い名簿を閲覧して入手したと供述。

22

山口元次官宅襲撃——国立国会図書館、全中央省庁の職員録閲覧停止。

元厚生次官ら連続殺傷事件に絡み、国立国会図書館は一日から、一九六五年以降に発行された中央省庁すべての職員録約九百点を閲覧停止にした。

逮捕された小泉毅容疑者(46)は警視庁の調べに「(元次官らの名前や住所を)国会図書館の職員録などで調べた」などと供述、「同種事件の発生の危険が考えられる」(同図書館総務部)と判断した。特定の事件を受けて中央省庁の職員録を閲覧停止にするのは初めてといい、再開時期は未定。

都立図書館も緊急措置へ動いた。

図書館の資料提供の自由
知る権利

人身の自由
プライバシー

2008年12月2日日本経済新聞朝刊

23

中央省庁職員録、国会図書館、閲覧再開へ、本人確認手続き取り入れ。

元厚生次官ら連続殺傷事件を受け、中央省庁の職員録の閲覧を停止している国立国会図書館(東京・永田町)が利用者の本人確認手続きを取り入れた上で近く閲覧を再開する準備を進めている。

国立国会図書館は職員録を書庫に保管。これまでは利用者が閲覧したい本を明記した「請求票」を提出すれば閲覧できたが、今後は運転免許証などの提示を求め、利用者の住所や連絡先などを確認するという。

国会図書館は事件発生直後の昨年十一月、旧厚生省の職員録などの閲覧を停止し、その後、停止対象を全省庁に広げた。同事件で殺人容疑などで逮捕された小泉毅容疑者(47)は「次官らの住所は国会図書館の職員録で調べた」と供述したとされる。

同図書館は「制限は事件を受けた当面の措置だ。職員録は官僚らの承認を得て発行されたものなので、基本的に公開すべきだ」として閲覧再開に向け検討。同図書館がGHQ(連合国軍総司令部)関連の資料を閲覧させる際、本人確認や目的の明示を書面で求めていることなどを参考にした。

国会図書館は閲覧制限について、経緯を衆参両院の議院運営委員会に報告しており、閲覧再開についても決定次第、報告する方針。

2009年1月26日日本経済新聞夕刊

24

徳山工業高専女子高生殺害事件

- 2006年の事件
- 女子学生(20)は、徳山高専の所属研究室で、荷造り用のビニール紐で絞殺体で発見。
- 担当教員は海外出張中。
- 山口県警は、被害者の体などに付着していた毛髪をDNA鑑定し、同研究室に所属する男子学生(19)を殺人の疑いで全国に指名手配
- 学校からほど近い山林の中で少年の遺体が発見。
- 男子学生は、被疑者死亡のため不起訴処分。



事件発生時、被疑者は少年

25

少年の実名報道禁止

「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であること推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」(少年法第61条)



少年は死亡

少年の保護や更生を考える必要はあるのか？

26

大阪などの図書館、高専女子殺害容疑の自殺少年、実名掲載紙の閲覧制限。

2006/9/12付 | 日本経済新聞 夕刊

小 中 大 保存 印刷

大阪府豊中市の市立図書館が、山口県周南市の徳山工業高専五年の中谷歩さん(20)が殺害された事件で、殺人容疑で指名手配され自殺した同級生の男子学生(19)の実名を掲載した読売新聞の八日付朝刊と夕刊を一時的に閲覧できなくしていたことが十二日、分かった。

津市の三重県立図書館と奈良県香芝市の香芝市民図書館が、記事に紙を張って随時閲覧制限をしていることも判明。

日本図書館協会(東京)の「図書館の自由に関する宣言」は、原則として特定資料の特別扱いや書架からの撤去・廃棄はしないと明記している。

豊中市教育委員会によると、九カ所の市立図書館は、八日は通常通りに置いていたが、九日に撤去し「少年法の趣旨から取り扱いについて検討している」と張り出した。これまで少年犯罪で実名報道があった雑誌を閲覧不可としたことがあったことから、会議を開き、対応が決まるまで閲覧を見合わせた。十日以降は通常通り扱っているという。

読売新聞は八日付朝刊で男子学生の実名と顔写真を掲載。その理由として「死亡したため更生を図る見地で掲載を禁じている少年法の規定の対象外となったと判断した」などとする「おことわり」を載せた。

27

著作権法と図書館

事例については、著作権情報センター「図書館と著作権」(<http://www.cric.or.jp/qa/cs03/index.html>)を参照

28

図書館等における複製(第31条1項)

国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第三項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。)の複製物を一人につき一部提供する場合

- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料(以下この条において「絶版等資料」という。)の複製物を提供する場合

29

図書館等における複製(一号の調査研究目的)

- 要件1 「図書館等」であること。
- 要件2 複製の主体が図書館であること。
- 要件3 営利を目的としないこと。
- 要件4 図書館等の図書、記録その他の資料を用いること。
- 要件5 利用者の求めに応じた複製であること。
- 要件6 調査研究の用に供する目的であること。
- 要件7 公表された著作物であること。
- 要件8 著作物の一部分の複製であること。
- 要件8-2 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部

30

著作権法施行令で定める「図書館等」

(図書館資料の複製が認められる図書館等)

第一条の三 法第三十一条第一項(括弧内省略)の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員(以下「司書等」という。)が置かれているものとする。

- 一 図書館法第二条第一項の図書館
 - 二 学校教育法(括弧内省略)第一条の大学又は高等専門学校(括弧内省略)に設置された図書館及びこれに類する施設
 - 三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館
 - 四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの
 - 五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの
 - 六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人(括弧内省略)が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの
- 2 文化庁長官は、前項第六号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

31

1. 図書館法第2条第1項の図書館で、都道府県、市区町村が設置する公共図書館等
2. 大学・高等専門学校の図書館等
3. 大学等における教育に類する教育を行う教育機関(水産大学校等)の図書館等
4. 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの。……具体的には博物館・美術館等で都道府県立や市区町村立も含まれます。
5. 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたものうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの。……具体的には、日本原子力研究開発機構、国立国語研究所等
6. 国、地方公共団体又は民法法人が設置する施設で5、6に掲げる施設と同種のもののうち文化庁長官が指定するもの。……具体的には、日本医師会医学図書館、東京商工会議所経済資料センター等29施設が指定されています。

32

著作権情報センター「図書館と著作権」(<http://www.cric.or.jp/ga/cs03/index.html>)A1より

図書館等における複製(二号の図書館資料の保存目的)

- 貴重図書の損傷を防ぐためにあらかじめマイクロフィルム化する場合。
- 全部複製が認められる。
- 元の資料は破棄すること。



- 縮刷版が出ている場合。
- 事前に録音物を作ってそれを貸すことは許されるか。
- 電子図書館を推進する目的の場合。
- 電子化した資料をインターネットで流す場合。
- 媒体変換の場合。

33

図書館等における複製 (三号の「他の図書館からの求めによる」場合)

- 絶版になっているもの、絶版ではないが版元にも古本屋にも在庫がなく再版の見通しもつかないような単行本、発行後長期間を経過した定期刊行物など、一般に入手することができないことが条件。
- 「他の図書館等」の範囲

34

事例①

- 当館では、「図書館だより」に絵本や本の表紙を写真に撮り、毎月新着図書の紹介として載せ、また、その図書館だよりをそのままホームページにも載せておりますがよろしいでしょうか？



- 出版社に要確認。
- 引用の方法による場合も。
- 許諾不要という見解も有力化。

※児童書四者懇談会「お話し会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」は、「ブックリスト、図書館内のお知らせ、書評等に、表紙をそのまま使用する場合は、商品を示しているものとみなされ慣行上無許諾で使用できる。ただし、ホームページにのせる場合は、引用にあたる場合を除き出版社への確認が必要。」と述べている。

35

引用

- 自分の著作物の中に他人の著作物を採録すること。
- 第32条1項「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」
- 「公正な慣行」、「引用の目的上正当な範囲内」



- カギ括弧などによる引用箇所明確な区分
- 目的の正当性
- 引用する側が「主」、引用される側が「従」
- 出典の明示

36

事例②

- 最近、図書館の雑誌の付録にCD-ROMやフロッピーがついている場合がありますが、館外貸出をしてもかまいませんか。



- 映画著作物に該当すれば頒布権が及ぶ。
- 図書館が適正に購入していれば、消尽理論によりその後の貸出に対して頒布権は及ばない。

37

事例③

- 大学図書館では、「機関リポジトリ」を開設して当該大学の研究者の研究成果物を図書館のホームページに登録し、世界に情報発信することが数年前より行われていますが、著作権的に留意すべきことは何ですか？



- 複製権と自動公衆送信権について、権利者からの許諾が必要。
- 特に過去の論文等については大変な作業となる。

38

事例④

- 図書館のイベントの一環として、所蔵する絵本の中の1シーンを立体的な人物や道具立てにして、子供たちに見せたいと企画しておりますが、問題がありますか？



- 複製又は変形に該当。
- まずは出版社に確認。

39

2009年著作権法改正

- インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置
- 違法な著作物の流通抑止のための措置
- 障害者の情報利用の機会の確保のための措置



図書館との関係では

- (1) 国会図書館における所蔵資料の電子化
- (2) 障害者の情報利用の機会の確保

40

国会図書館における所蔵資料の電子化

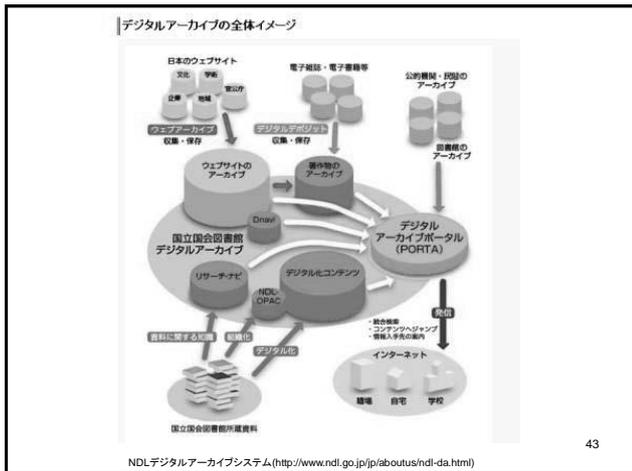
- 「納本制度」とは、国内の出版物の全てを収集するという業務。
- 2009年著作権法改正により、国立国会図書館において、所蔵資料の原本の滅失等を避けるため(=納本後直ちに)、納本された図書等をデジタル化して原本を保存する方が開かれた。

41

追加された規定(第31条2項)

前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信(送信可能化を含む。同項において同じ。)に用いるため、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十三条の二第四項において同じ。)を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

42



2012年著作権法改正

- デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、(1)著作物の利用形態の多様化等が進む一方、(2)著作物の違法利用・違法流通が常態化

↓

- いわゆる「写り込み」等に係る規定の整備
- 国立国会図書館(NDL)による図書館資料の自動公衆送信に係る規定の整備
- 公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備
- 著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備
- いわゆる「違法ダウンロードの刑罰化」

2012年6月20日成立。写り込み、NDLについては2013年1月1日施行、残りは2012年10月1日施行。

44

写り込みについて

第30条の2、1項本文
 写真の撮影、録音又は録画の方法によって著作物を創作するに当たって、当該著作物に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物は、当該創作に伴って複製又は翻案することができる(括弧弧内省略)。

↓

- 写真を撮影したところ、本来意図した撮影対象だけでなく、背景に小さく絵画が写り込む場合
- 街角の風景をビデオ収録したところ、本来意図した収録対象だけでなく、看板やポスター等に描かれている絵画等や流れていた音楽がたまたま録り込まれる場合

45

国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信

第31条3項 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

46

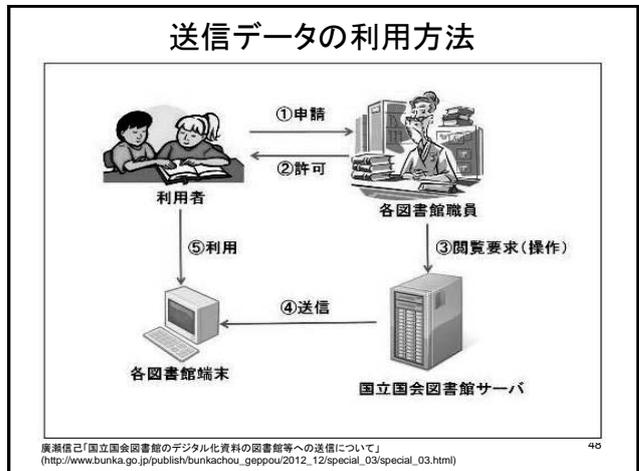
近代デジタルライブラリー

所蔵資料のデジタル化の状況(平成24(2012)年3月末)

資料種別	所蔵数(A)	デジタル化実施済 ¹⁾ (B)	デジタル化未実施(A-B)	実施割合(B/A)
古典籍	29万冊	9万冊	20万冊	1/3
和図書	436万冊 ²⁾	90万冊	346万冊	1/5
和雑誌	461万冊 ³⁾	112万冊 ³⁾	349万冊	1/4
博士論文	39万冊 ⁴⁾	14万冊	25万冊	1/3
合計	965万冊	225万冊	740万冊	1/4

¹⁾ デジタル化実施済行年数は次のとおり。
 【古典籍】貞享書~享和書、江戸時代以前の和漢書集、【和図書】明治期~昭和43(1968)年受入
 【和雑誌】明治期~平成12(2000)年刊行(商業出版との購置タイトル等考慮)
 【博士論文】平成1(1991)年度~平成12(2000)年度受入
²⁾ 図書館資料整備課(関係館別区分別)・蔵本数C・古典籍蔵(蔵本数C)・協会管行資料蔵・資料情報課所蔵数。
³⁾ 図書館資料整備課および資料情報課所蔵数。製本済雑誌の一部は製本数を掲載し、それに対応するデジタル化実施済雑誌の冊数も製本数とした。
⁴⁾ 平成22(2010)年度までの所蔵数から平成13(2001)年度~平成22(2010)年度整理数を除き、当該でデジタル化を相当する平成12(2000)年度まで受入数の前数を算出した。

47



事例⑤

• 著作権法第30条の「私的使用のための複製」の規定により、図書館内においてもコイン式複写機で全文の複写ができると聞きましたが、そうなのでしょうか。



• かかる解釈は違法。複写できるのは、個々の著作物の半分を超えない程度と解釈されている。
• ただし、コンビニのコピー機等での全文コピーは、附則5条の2に基づき、暫定的に適法なものとして扱われている。

49

附則5条の2

「著作権法第三十条第一項第一号及び第百十九条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。」

…同じような自動複製機器でも、文献の複写となりますと、一方では、それができる機器はコンビニをはじめとしてあらゆるところに置いてあり、他方では、許諾を求めようとしても文献の数、権利者の数はあまりにも膨大過ぎます。権利を集中的に管理している公益社団法人日本複製権センターでもその体制が必ずしも十分でなく、文献の複写を違法と決め付けることも現段階ではできないということで、集中的権利処理体制が整備されるまでの経過措置として「当分の間」は、暫定的に「文書又は図画」についてはこの自動複製機器からは除外することを定めています。

CRIC「図書館と著作権」A3(<http://www.cric.or.jp/qa/cs03/index.html>)より

50

事例⑥

• デジタルカメラや携帯電話を使って資料を撮影する利用者がいますが、図書館としてはどう対応したらいいのでしょうか？



• 私的使用の範囲内であればとめられない。
• 図書館施設の管理権に基づく制限を設けることが考えられる。

51

管理運営権限の根拠

• 図書館法

第13条2項「館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。」

• 千葉県立図書館利用規則(例)

第4条「館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。
一 館内の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼした者
二 その他館長の指示に従わない者

52

事例⑦

• 自館にない資料について利用者から複写請求があったので資料を所蔵している他の図書館に文献の複写依頼をして対応したいのですが、よろしいでしょうか。



• 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」の取り決めに基づき、依頼を受けた図書館が、複製をして提供することができる。

※「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」参照

53

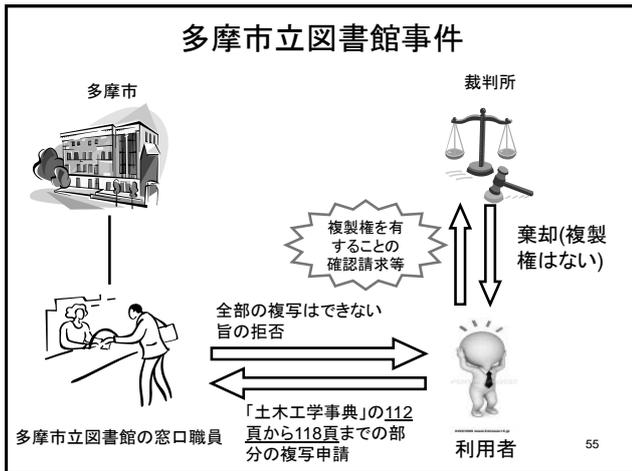
事例⑧

• 定期刊行物に関する「発行後相当期間」とはどの程度と考えたらよいのでしょうか。



• 次号が発行されるまで、又は、年刊の定期刊行物については、3ヶ月間。
• バックナンバーを容易に入手できる場合は、次号が出ても「発行後相当期間」とはいいがたい。

54



事例⑨

- ビデオソフトを図書館の外に貸出してもかまいませんか。音楽CDの貸出とは違うのでしょうか。

↓

- ビデオソフトには頒布権、音楽CDには貸与権が働く。
- 音楽CDの場合、非営利かつ無料貸与の場合は、適法に貸し出すことができる。
- ビデオを含む映画著作物の貸出は、公共図書館等の政令で定める施設が、補償金を上乘せしたのについて行うことができる。

56

著作権法第38条

- 要件1 非営利
- 要件2 無償
- 要件3 無報酬

上演・演奏・上映・口述の場合(1項)

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

57

映画以外の著作物を貸与する場合(第38条4項)

公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができる。

映画の著作物を貸与する場合(第38条5項)

映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるもの…は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者(括弧内省略)に相当額の補償金を支払わなければならない。

58

事例⑩

- 市立の図書館で子どもたちに対してお話し会(朗読サービス)を、視覚障害者に対して録音サービスをしようと考えています。

↓

- 朗読には口述権、録音には複製権が及ぶ。
- ただし、朗読サービスは、非営利・無償・無報酬の要件をクリアすれば許諾不要。
- 視覚障害者向けの録音サービスも、2009年改正により、公共図書館で複製できるようになった。

59

事例⑪

- 絵本の原本を大型紙芝居にして図書館行事に使用したり、外部の団体にも貸し出しているが差し支えないでしょうか？

↓

- 大型紙芝居にする行為には、複製権が働くため、許諾が必要。
- 外部団体への貸与は、非営利・無償であれば無許諾で可能。
- 物語の朗読、上演等の行為は、非営利・無償・無報酬の場合に無許諾で可能。
- 朗読や上演の際に、一部改変した場合は、著作人人格権としての同一性保持権と、著作権としての翻案権の侵害となり得る。
- 同一性保持権については、著作物の性質並びに利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変かどうか問題。

60